

# あゆみの就職

あゆみさんは、高校を卒業して株式会社東京に就職しました。  
あゆみさんのお姉さんは社会保険労務士、あゆみさんはさっそくお姉さんにいろいろ質問しました。



## 東京都社会保険労務士会

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台4-6

御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F

TEL 03-5289-0751

FAX 03-5289-8820

URL <http://www.tokyosr.jp/>

(平成28年11月 改訂版)

# 第1章 社会保障

## 1. 初めての給料

3月21日に入社して経理部に配属されたあゆみ、わからないながらも必死で仕事しました。待ちにまった給料日給与明細書を開けてみると…。

勤 怠		支 給		控 除		そ の 他	
出勤日数	21	基本給	160,000	健康保険料	8,466		
実働時間	168:00			厚生年金保険	15,455		
		非課税通勤費	5,000	雇用保険料	660		
				所得税	2,550		
				住民税	0	合 計	0
		支給合計	165,000	控除合計	27,131	差引支給額	137,869

(\* 保険料の率は28年9月改定分で計算しています。)

あゆみ：お給料160,000円と聞いていたのに、振り込まれた金額が少ないの？なんで？

姉：初めての給料おめでとう！

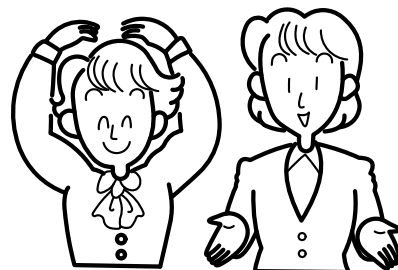
まず、お給料は、働いた日数や時間を勤怠、基本給や手当などを支給、健康保険料や税金など差し引かれるのを控除というの。差引支給額が、手取りね。

あゆみ：友達は、週に3日しか行っていないバイトで働いた分全部もらっているって。そっちのほうが得なのかなあ…。

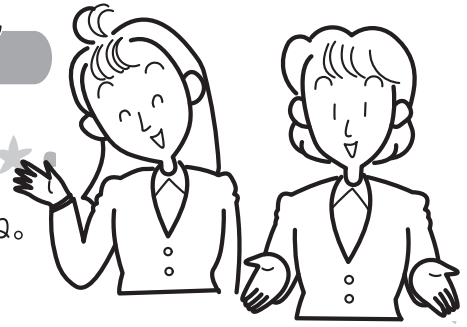
姉：そうかな？会社は、あゆみに期待して、しかもしっかりした教育カリキュラムを作って迎えてくれたじゃない？

あゆみ：でも、バイトのほうが、自分の時間はあるし、気楽だし…。しかも、私は病気しないから健康保険もいらないし、若いから年金なんかいらなくてしょ。それに年金って20歳からじゃない？

姉：そうね。少し、保険について考えてみようか？



## 第2章 労働基準法と働く姿勢



姉 : 社会保障は、名前の通り、社会全体のシステムね。  
会社の責任って重いでしょ。

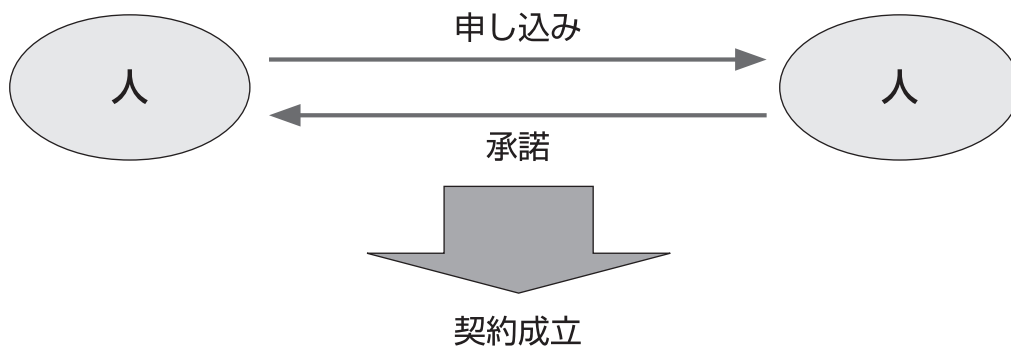
あゆみ : 会社の責任？

姉 : 社会保険も労働保険も会社が保険料半分負担しているでしょ。法定福利費っていうんだけど。そのほかにも、会社が守らなくてはならない法律がいくつもあるの。

あゆみ : 知ってる！労働基準法でしょ。

姉 : そのとおり！その前に民法の契約について考えてみようか！

### 1. 民法の契約



例えば・・・

売買契約 : 「これください」「100円です」「毎度あり」

賃貸契約 : 「鉛筆かして」「OK」「ありがとう」

委任契約 : 「頼む！私のかわりに市役所に書類届けて！」  
「じゃこの仕事終わったら、いってくるね」

労働契約 : 「是非うちの会社で働いてほしい」  
「労働条件は？」

契約は、対等な関係のもと成立します。  
とはいっても、労働契約において、雇う側の会社と雇われる人が対等といえるでしょうか？  
そこで、民法の特別法として、雇う側がまもるべきルールが労働基準法なのです。